



大和市財政健全化プラン (案)

大 和 市
令和 8 年 月

背景写真の市本庁舎は、築 52 年が経過し、将来的には建替えが必要ですが、多額の費用がかかります。本庁舎以外にも、保健福祉センター、消防本部、市立病院、環境管理センター、19 館のコミュニティセンター、小学校 19 校および中学校 9 校といった施設の老朽化も進んでいます。

将来にわたって安定した市政運営を続けるためには、財政の健全化は避けて通れない課題です。

目 次

財政健全化プランの策定にあたって	1	(3) 経営基盤強化・ガバナンス向上	
1. 財政健全化取組経過	2	① 「市有施設再配置計画」の策定	28
2. 令和 8 年 3 月時点収支見込	3	② 特別会計・企業会計に対する一般会計負担	29
3. 令和 7 年度決算の概況	4	③ 行政経営力の向上	30
4. 財政健全化プランにおける収支推計	8	④ 適切な行財政運営を行うガバナンスの強化	31
5. 財政健全化プラン	10	(4) 長期的視点で考えるべき取り組み	32
(1) 歳入確保方策の充実			
① 市税等の収入未済額の縮減	11		
② 寄附等による自主財源の確保	12	参考資料 1. 多額の一般財源を支出している事業一覧	33
③ 積立基金の積極的な活用	13	参考資料 2. 用 語 集	35
④ 受益者負担の適正化方針運用の厳格化	14	「*」がある単語については、用語集の解説をご参照ください。	
(2) 歳出構造改革			
① 基本的な考え方	15		
② 各部の裁量に応じた予算編成	16		
③ 事業見直しの発動条件	17		
④ 見直し対象事業	18		

財政健全化プランの策定にあたって

本市は、令和 6 年度決算で明らかとなった深刻な財政の硬直化*を重く受け止め、令和 7 年 12 月に「財政健全化ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、これまでの財政の推移や他市との比較・分析を通じて、財政的な安定性が損なわれていることや財源が限界に近づいている要因を明らかにした上で、財政健全化への取り組みとして「財政健全化プラン」を策定することとしました。

こうした状況ではありますが、令和 7 年度決算では若干の改善が見られました。財政調整基金からの繰入（以降、文脈に応じて「取り崩し」とします。）などを考慮した実質単年度収支*は依然として赤字ですが、経常収支比率は令和 6 年度の 101.5%から 97.5%に改善しました。また、財政調整基金は、令和 8 年度末には 13 億円程度まで残高が減少すると見込んでいたところ、約 45 億円になる見通しとなりました。

これらは、歳入の伸びが歳出の伸びを上回ったことによるもので、市税や地方消費税交付金*などの歳入が増収し、経常一般財源の総額が大きく増加したことによります。また、歳出については、国民健康保険税や下水道使用料の引き上げにより一般会計負担が減少したほか、各種事業の見直しによって歳出総額を抑えたことによるものです。

一方で、増加し続けている扶助費に加えて、近年では国全体での賃上げの動きなどを受けて人件費や物件費*も年々増加しています。こうした歳出拡大の傾向について、収まる見通しはないことから、令和 7 年度の増収をもって安心することはできません。

「財政の健全化は一夜にして成らず」

財政の健全化と歳出事業の維持・拡充を同時に実現する魔法の解決策はありません。そのため、この先、非常に難しい選択を迫られる場面が出てくることが予想されます。

「大和市の未来に向けた投資的視点」

財政の健全化を図ることはあくまで手段です。本市が未来に向けて発展し続けていくことが目的です。だからこそ、今の我々の世代が責任をもって財政規律を確保すべく財政の健全化に取り組まなければなりません。その上で、目的を達成するために、ただひたすらに歳出を削るだけではなく、未来に向けた投資という視点も必要です。

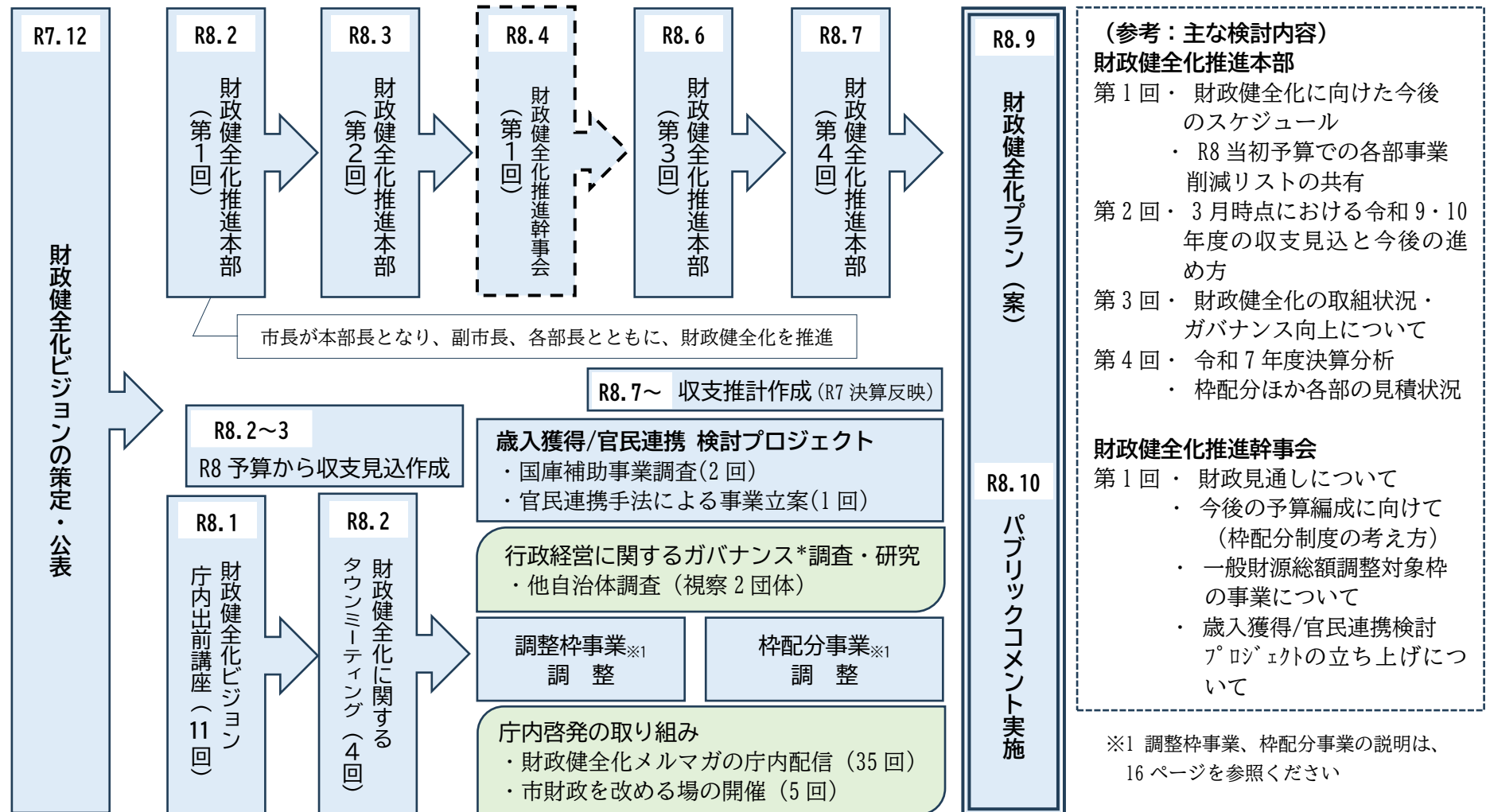
本市は、自然災害を受けにくい地理的条件にあり、かつ、私鉄が 3 線 8 駅あることや、東名高速道路が通っていることなどの優位性もあり、それらが魅力にもなっています。これまでとは別の角度から、普段当たり前のように見過ごしている既存の都市基盤、地域資源を見つめ直し、これらを最大限に活用した策を講じていくことも重要です。

広い視野を持って、将来的に稼ぐことへのつながりを見据えながら、足元の課題解決のみならず、本市のポテンシャルを発揮するための布石も打ち進め、未来に誇れる明るいまちをつくってまいります。

大和市長 古谷田 力



1. 財政健全化への取組経過





2. 令和 8 年 3 月時点収支見込（令和 8 年度当初予算からの推計）

財政規律を確保しながら事業を見直すには、収入の範囲内で支出を見込む必要があります。そこで令和 8 年 3 月に、令和 8 年度当初予算のデータをもとに、令和 9・10 年度の収支見込を作成しました。

（令和 8 年 3 月時点収支見込）

歳入／一般財源	令和 9 年度	令和 10 年度
市 税	417.0 億円	422.4 億円
地方譲与税・交付金等	91.6 億円	94.1 億円
地方交付税*	29.8 億円	30.9 億円
市 債	0 億円	0 億円
そ の 他	14.4 億円	17.1 億円
歳 入 計	552.8 億円	564.4 億円
調 整 額	26.2 億円	← 税収増、要求削減 等
収支差見込	10 億円	— 億円

歳出／一般財源	令和 9 年度	令和 10 年度
人 件 費	143.3 億円	153.1 億円
扶 助 費*	97.2 億円	101.3 億円
公 債 費*	62.3 億円	63.7 億円
物 件 費*	150.8 億円	148.1 億円
補 助 費 等*	78.0 億円	79.3 億円
普通建設事業費*	4.0 億円	3.7 億円
そ の 他	53.4 億円	52.4 億円
歳 出 計	589.0 億円	601.6 億円

この令和 8 年 3 月時点の収支見込では、令和 9 年度に約 10 億円の収支差が生じる見通しとなりました。そこで、財政規律を確保した予算を編成できるよう、同規模の事業の廃止・縮小を検討する見直し対象事業のリストアップ作業に着手しました。

なお、この収支差はあくまでも令和 8 年 3 月時点の見込みであり、確定値ではありません。しかしながら、仮に実際の予算編成においてこの規模の収支差が生じた場合、予算編成の限られた期間内に解消することは困難です。そのため、早い段階から事業の見直し作業に取り組んでいます。



3. 令和 7 年度決算の概況

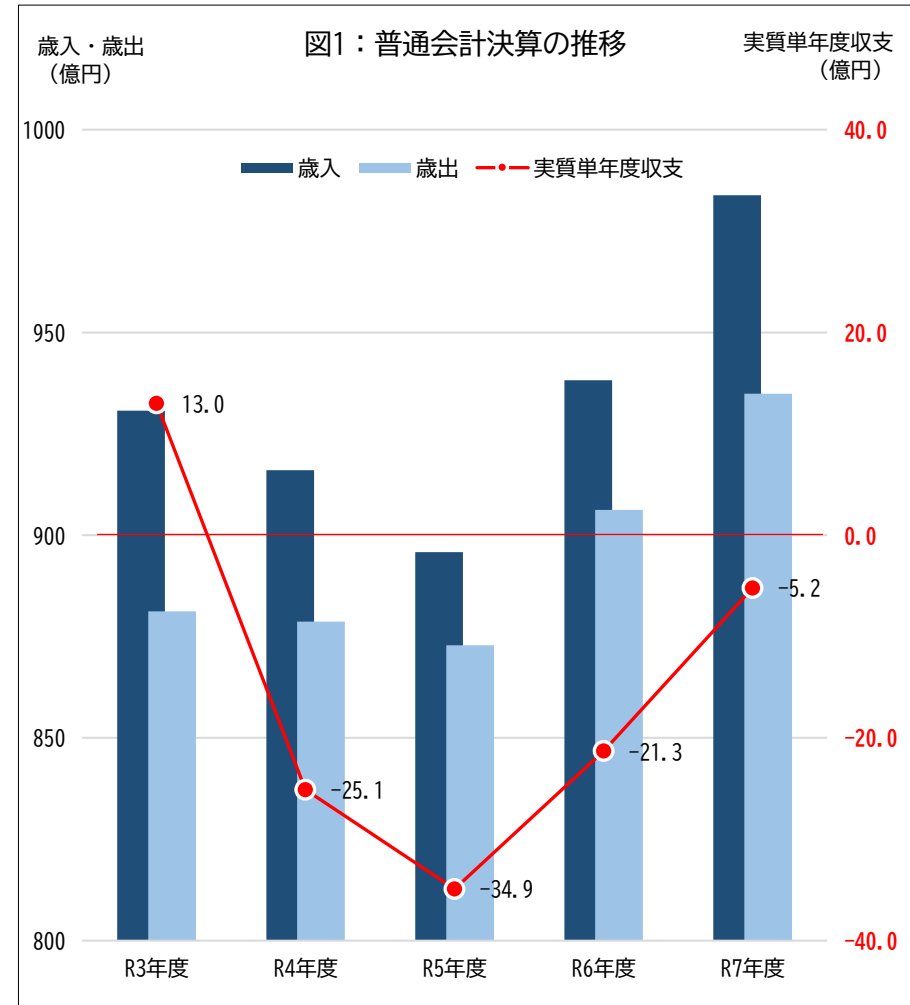
(1) 普通会計決算の推移

	R7 年度	R6 年度	増減額
歳入※2	983.8 億円	938.2 億円	+45.6 億円
歳出	934.9 億円	906.2 億円	+28.7 億円
実質収支*	45.6 億円	31.4 億円	+14.2 億円
実質単年度収支*	△5.2 億円	△21.3 億円	+16.1 億円

※2：歳入は次年度への繰越財源を控除後の額

令和 7 年度決算では、前年度と比べて歳入の増加額が歳出の増加額を上回りました。その結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた「形式収支*」から、翌年度に繰り越す財源を除いた実質的な収支額である「実質収支」は 45.6 億円となり、前年度と比べて 14.2 億円の大幅な増加となりました。

一方、単年度の収支に対して財政調整基金の積み立てや取り崩しなどの影響を調整し、その年度の財政運営の実態を示す指標である「実質単年度収支*」は△5.2 億円（前年度比+16.1 億円）となりました。前年度と比べると赤字幅は大幅に縮小しているものの、令和 7 年度単年度の収支だけを見ると、依然として赤字の状態です。これは、令和 7 年度は予算の想定を上回る市税などの増収があった一方で、経常的な支出の伸びも大きかったことによるものです。



(2) 増収幅が大きい主な歳入

	R7 年度	R6 年度	増減額
市 税※3	411.3 億円	394.8 億円	+16.5 億円
繰 越 金	16.2 億円	11.5 億円	+4.7 億円
地方消費税交付金*	60.3 億円	55.9 億円	+4.4 億円

※3 R6 年度は定額減税*減収補てん特例交付金を加えた額

個人所得の増加などに伴い市税が大きく増加したほか、物価上昇の影響などにより地方消費税交付金も大きく増加しました。

(3) 主な歳出費目の増減

	R7 年度	R6 年度	増減額
人 件 費	142.7 億円	140.2 億円	+2.5 億円
扶 助 費*	354.9 億円	346.0 億円	+8.9 億円
物 件 費*	148.9 億円	150.3 億円	△1.4 億円
補助費等*	69.7 億円	72.3 億円	△2.6 億円
普通建設事業費*	56.5 億円	41.4 億円	+15.1 億円

人事院勧告*の影響などにより、人件費は増加しています。

扶助費については、価格高騰重点支援給付金が縮小（22 億円）したものの、児童手当の対象者拡大などにより増加しています。

補助費等は、下水道使用料の料金改定などにより一般会計の負担が大きく減少しました。

普通建設事業費は、県央東部消防通信指令共同運用に向けた負担金や道路維持修繕事業により増加しています。

図2：主な歳入（一般財源）の推移 (億円)

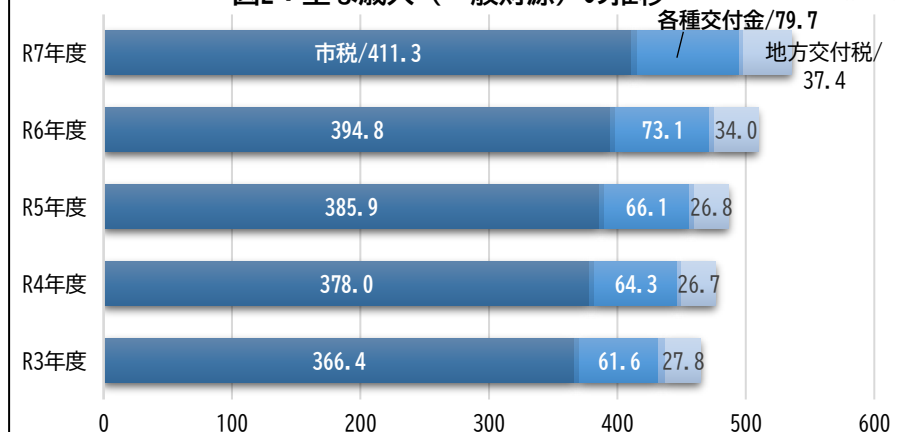
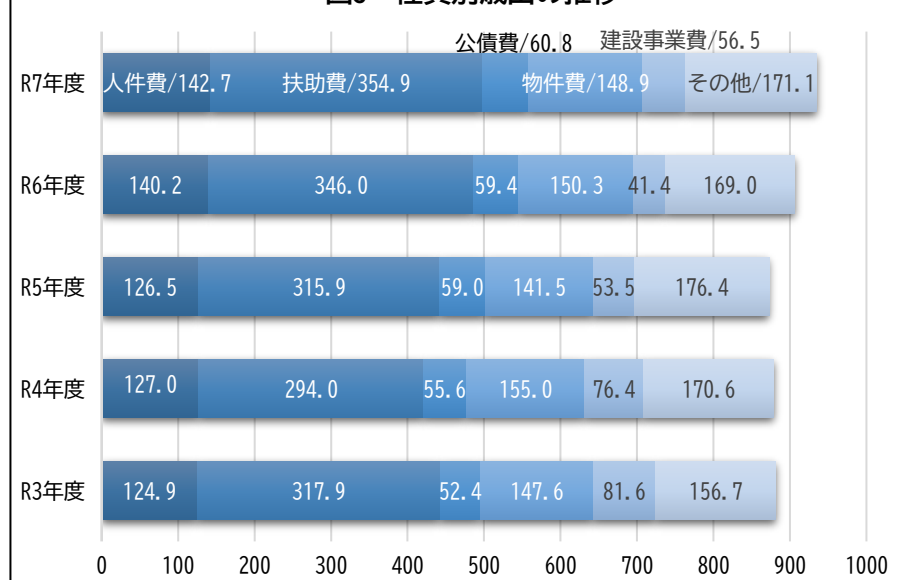


図3：性質別歳出の推移 (億円)



(4) 財政調整基金残高の推移（現時点見込）

	R7 年度末	R8 年度末	R9 年度末
R7 夏時点見込	30.4 億円	※4 13.2 億円	0 億円
R7 決算後見込	36.0 億円	※5 45.2 億円	※6 45.7 億円
見込差	+5.6 億円	+32.0 億円	+45.7 億円

※4 R7 末残高+R7 決算剰余金積立 14 億円－R8 年度取崩額 31.2 億円

※5 // + // 23 億円－ // 14.0 億円+利子 0.2 億円

※6 R8 末残高+R8 決算剰余金積立 14 億円－R9 年度取崩額 14.0 億円+利子 0.5 億円

財政健全化ビジョン策定時点の見込みでは、財政健全化の取り組みをしない場合、令和 9 年度末には財政調整基金の残高がなくなる見通しでした。

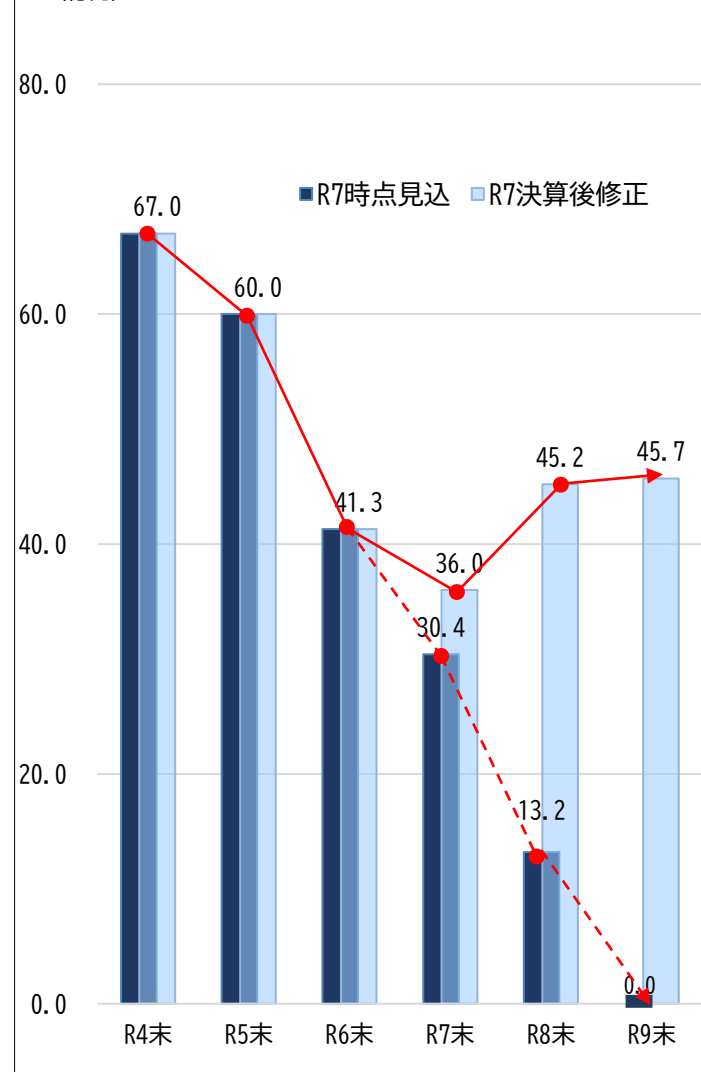
しかし、令和 7 年度決算では決算剰余金の積立額が見込みを上回り、また令和 8 年度当初予算では取崩額を 14 億円に抑えることができたことから、令和 8・9 年度末の残高見込が増加に転じています（図 4）。

財政調整基金の本来の目的は、税収の急激な減少や大規模災害などにより財政需要が急激に高まった際にも、それまでどおりの通常の行政サービスを維持できるよう、一定の財源を確保することです。「望ましい残高」として明確な基準はありませんが、標準財政規模*の 10～20%程度を目標としている自治体が多いのが実情です。

本市の標準財政規模（R8）	510.1 億円	×10%～20% ≒ 51～100 億円
---------------	----------	----------------------

なお、プラン策定時における令和 8 年度末の残高見込は 45.2 億円ですが、令和 8 年度補正予算において取崩額を 14 億円から 8.2 億円にまで減額できた場合には、年度末の残高見込は 51 億円となり、標準財政規模の 10%程度を確保できる見通しです。

（億円） 図4：財政調整基金残高の推移

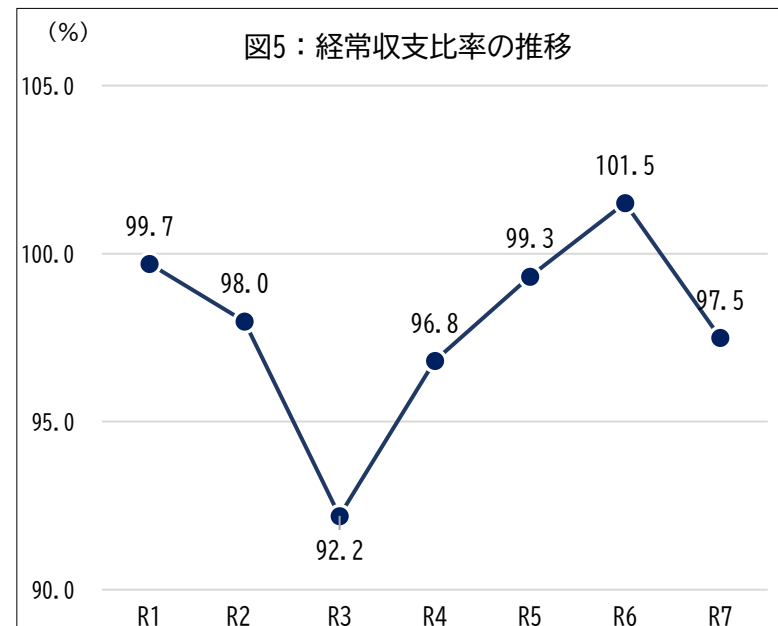


(5) 経常収支比率*の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経常収支	99.7%	98.0%	92.2%	96.8%	99.3%	101.5%	97.5%

令和 6 年度決算は経常収支比率が 100%を超える事態となりましたが、市税などが想定を上回って増収したことにより、令和 7 年度は 97.5%、前年度比で 4.0 ポイントの改善となりました。しかし、令和 7 年度は定年にかかる退職手当の支給がなく（定年延長*に伴い、定年退職手当の支給は隔年となっているため）、相当額を退職手当引当基金*へ積み立てています。その積立額を経常支出として扱くと 0.5 ポイント引き上がるため、実質的には 98.0%相当といえます。

なお、令和 7 年度は想定を超えた収入があった令和 3 年度と状況が似ていますが、令和 3 年度ほど経常収支比率が改善していないのは、当時と比べて人件費や物件費*の増加が大きいことが主な要因です。そのため、一時的に回復したとはいえ、依然として予断を許さない財政状況にあることは明らかです。



<参考> 義務的経費の詳細分析

人件費：人事院勧告*に伴う増加に加えて、国勢調査の実施により統計調査事業費が約 1 億円増加。一方、退職手当相当額として約 2.8 億円を退職手当引当基金*に積み立てたことから（人件費から積立金へ振替）、人件費充当の経常一般財源*の増加幅は抑えられました。

扶助費*：全額が国の交付金でまかなわれる給付事業費が 15.0 億円減少したものの、経常的な事業費（特に児童手当・生活保護・保育所施設型給付など）の増加がそれを上回ったため、総額としては増加しました。

公債費*：教育・福祉施設などの整備事業債の償還増加（+1.9 億円）により増加しました。

→ これらを整理すると、事業費としては扶助費が最も増加していますが、経常一般財源の充当額で見ると、公債費の増加が最も大きくなっています。

財政の健全化を考える上では、市が自由に使い道を決められる経常一般財源がどのように使われているかを意識することが重要です。

	R7 年度	R6 年度	増減額
人 件 費	142.7 億円	140.2 億円	+2.5 億円
うち経常一般財源	127.6 億円	127.5 億円	+0.1 億円
扶 助 費	354.9 億円	346.0 億円	+8.9 億円
うち経常一般財源	87.6 億円	87.2 億円	+0.4 億円
公 債 費	60.8 億円	59.4 億円	+1.4 億円
うち経常一般財源	60.3 億円	58.9 億円	+1.4 億円



4. 財政健全化プランにおける収支推計

令和7年度の決算を受けて改めて市税収入を推計すると、令和8年度は当初予算を大きく上回ることが見込まれ、令和9、10年度も令和8年3月時点の推計（P3参照）を上回ることが見込まれます。

このように市税収入の上振れが見込まれるものの、地方自治体の行政運営に必要とされる需要額との差額（不足額）が小さくなるため、交付される普通交付税は理論上減少します。それらの点を考慮すると、市の歳入全体としては、右肩上がりの増収が続くことは期待できません。こうした状況を踏まえ、今後の収支を推計します。

なお、財政健全化ビジョンでは、財政調整基金残高が危機的な見込であったことから、財政健全化の取り組み期間を令和10年度予算編成までとしていました。しかし、令和7年度決算を経て財政調整基金の残高が増加したことや、事業の廃止・縮小の際に市民等に対して丁寧な説明を行うこと、また経過措置なども必要であること、などを勘案して、本プランの取り組み期間は令和11年度予算編成までとします。

(1) 市税収入推計

	R4	R5	R6	R7	R8 見込	R9 見込	R10 見込※7	R11 見込
市 税	378.0 億円	385.9 億円	394.8 億円	411.3 億円	422.9 億円	436.7 億円	448.2 億円	458.8 億円
うち個人市民税	167.4 億円	172.5 億円	177.3 億円	186.3 億円	197.3 億円	206.1 億円	212.6 億円	220.3 億円
うち法人市民税	17.1 億円	16.3 億円	18.6 億円	22.3 億円	20.0 億円	21.5 億円	22.0 億円	23.4 億円

※7 R6年度は定額減税*減収補てん特例交付金を加えた額

近年は物価上昇（インフレ）の影響により国全体で賃上げの動きが強まっていることから、個人市民税は増収傾向にあります。法人市民税についても、法人企業景気予測調査*によると、近年は中小企業で厳しい状況が続いているものの、大企業や中堅企業の景況判断は概ね良好とされています。

このような経済状況がいつまで続くかを予測することは非常に困難ですが、保守的に市税の推計を作成すると必要以上に多くの事業の廃止・縮小につながる恐れもあります。そうした状況も考慮し、このプラン策定時点としては過去の伸び率等を勘案して市税収入を推計します。

(2) 計画期間（令和 9～11 年度）の収支推計（当初予算ベース）

歳入／一般財源	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市 税	436.7 億円	448.2 億円	458.8 億円
地方譲与税・交付金等	94.8 億円	97.3 億円	100.1 億円
地方交付税*	19.6 億円	23.1 億円	26.6 億円
市 債	0 億円	0 億円	0 億円
そ の 他	18.3 億円	20.8 億円	17.8 億円
収支差を財政調整 基金*で補てん	※8 16.0 億円	19.5 億円	17.8 億円
歳 入 計	585.4 億円	608.9 億円	621.1 億円

歳入については、令和 7 年度決算および前ページで示した市税の見込み、各種交付金の交付決定実績などをもとに試算しました。

歳出については、令和 8 年度当初予算をベースに、過去の伸び率や物価上昇率などを加味しつつ、令和 9 年度予算に向けて全庁各課によって行った仮見積もりなどの情報を総合的に勘案して試算しました。

その上で、18 ページ以降の「5. 財政健全化プラン(2)歳出構造改革-④見直し対象事業」の収支改善見込額を反映させて、上記の計画期間（令和 9～11 年度）の収支推計としています。

歳出／一般財源	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
人 件 費	142.4 億円	153.1 億円	151.8 億円
扶 助 費*	97.8 億円	103.5 億円	110.2 億円
公 債 費*	63.0 億円	63.4 億円	63.3 億円
物 件 費*	145.8 億円	148.7 億円	148.8 億円
補 助 費 等*	77.7 億円	80.5 億円	82.4 億円
普通建設事業費*	5.3 億円	5.4 億円	5.5 億円
そ の 他	53.4 億円	54.3 億円	59.2 億円
歳 出 計	585.4 億円	608.9 億円	621.1 億円

なお、本表で示したとおり、財政調整基金で補てんする収支差額は、本計画時点で既に令和 10 年度から収支均衡が難しいことが見込まれています。そのため、収支差額が 16 億円程度まで圧縮できない場合は、「④見直し対象事業」以外の事業についても廃止・縮小を進めていくことになります。

※8 それぞれの年度の歳入と歳出の収支差は、財政調整基金繰入金（取り崩し）で補填します。令和 9 年度は（決算時点で）収支均衡の見込みが立つ 16 億円の取り崩しを見込んでいますが、令和 10 年度以降は、16 億円を超える取り崩しが必要になると見込んでいます。



5. 財政健全化プラン

財政健全化ビジョンに掲げた取り組みを中心に、その実行策を示します。なお、ここに記した内容は、財政健全化プランの対象期間（令和 9 年度から令和 11 年度）における取り組みとして位置付けるのはもちろんのこと、その後も継続して適用される市の基本的な運営方針としての性格も含んでいます。

（1）歳入確保方策の充実

- ① 市税等の収入未済額の縮減
- ② 寄附等による自主財源の確保
- ③ 積立基金の積極的な活用
- ④ 受益者負担の適正化方針運用の厳格化

（3）経営基盤強化・ガバナンス向上

- ① 「（仮称）市有施設再配置計画」の策定
- ② 特別会計・企業会計に対する一般会計負担
- ③ 行政経営力の向上
- ④ 適切な行財政運営を行うガバナンスの強化

（2）歳出構造改革

- ① 基本的な考え方
- ② 各部の裁量に応じた予算編成
- ③ 事業見直しの発動条件
- ④ 見直し対象事業

（4）長期的な視点で考えるべき取り組み

- ・ 税源かん養に向けた中長期戦略の策定
- ・ 図書館や学習センター等の指定管理の見直し
- ・ 市出資財団等の将来展望
- ・ 広域行政による効率化



(1) 歳入確保方策の充実 – ① 市税等の収入未済額の縮減

〈これまでの取り組み〉

区 分	公債権		私債権
強制徴収*	可		不可
対 象 ^{※9}	市税、保育料、国民健康保険税(国保会計)、介護保険料(介護会計)、後期高齢者医療保険料(後期高齢者会計)、ほか2件		就学援助や児童手当などの給付に係る返還金、放課後児童クラブ育成料、ほか10件
督促・催告	・文書や電話等による督促・催告 ・窓口での納付折衝(分割納付誓約を含む)		・文書や電話等による督促・催告 ・窓口での納付折衝(分割納付誓約を含む)
滞納処分	・地方税法又は個別の法に基づく地方税(国税)の例による差し押さえ等の滞納処分(執行停止を含む)		(自力執行に関する権限なし)
納付手段の 拡 充 等	・口座振替やキャッシュレス納付(アプリ・ネットバンキング・クレジット)、スマホ決済 ・土曜日、日曜日の納税相談(市税・国民健康保険税)		(取り組みなし)

※9 令和7年度決算で収入未済となっているものを表示しています(下水道事業会計及び病院事業会計の未収金は含めていません)

〈これからの取組方針〉

- ・ 収入すべきものを確実に収入することも財政健全化の重要な柱であるという認識を全職員が共有し、公平・公正な徴収を徹底していきます。
- ・ 人員・人材・ノウハウ・法規制などの課題を関係各課が連携して整理します。その上で、滞納事案への早期着手、法令で付与されている権限の行使、状況の的確な見極め、訴訟手続への移行などを関係各課が協力して積極的に推進していきます。
- ・ キャッシュレス納付などを未導入の収入科目について、納付しやすい環境の整備を検討していきます。
- ・ 強制徴収の可否にかかわらず高い専門性が求められることから、知識の集約、全庁統一的な事務執行および適切な債権管理を主眼として、本市にとって最適な方策を、債権回収会社制度*の活用を含め、他自治体の取り組みを参考に検討していきます。



(1) 歳入確保 – ② 寄附等による自主財源の確保

〈これまでの取り組み〉

- ・ 寄附のうち大きな割合を占めるふるさと納税*のほか、有料広告やネーミングライツ*（公共施設などに企業名やブランド名を付ける権利のことです。企業がその対価を支払うことで、市の収入となります。）などによる自主財源の確保に努めてきました。
- ・ 「大和市都市公園条例」の改正により、これまで原則禁止としていた都市公園への広告表示について、一部制限を設けたうえで可

能とすることで、都市公園を含む公共施設を広く広告媒体として活用できる環境を整えました。（令和8年4月1日施行）

- ・ 「自分が亡くなった後、遺産を大和市に役立てて欲しい」といった思いからいただく寄附（遺贈）について、相談できる体制を整えています。

〈これからの取組方針〉

● 寄附金獲得に向けた取り組み（ふるさと納税、企業版ふるさと納税、自治体版クラウドファンディング*）

- ・ ふるさと納税による寄附の増加を目指し、新規返礼品事業者の開拓のほか、返礼品事業者へのサポートなどにより、新たな商品やサービスなど本市の魅力を広く発信できる返礼品の拡充を進めるとともに、引き続き市外在住者に向けたPRを行います。
- ・ 市が実施する地方創生プロジェクトへの寄附に対して税額控除の優遇が受けられる「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」

による財源確保を目指し、企業マッチングサービスの活用のほか、市内に事業所などが所在する企業へのアプローチを積極的に進めます。

- ・ また、ふるさと納税制度を活用した「自治体版クラウドファンディング」を新たに実施します。

● 市施設等を活用した財源獲得（ネーミングライツ、有料広告）

- ・ 引き続き、公共施設へのネーミングライツの導入を進めるほか、道路やイベントなどへの導入についても検討を進めます。

- ・ これまで実施している広報やまとやバス停広告などのほか、スポーツ施設や公園、その他の施設など、新たな広告媒体の開拓を進めます。



(1) 歳入確保 – ③ 積立基金の積極的な活用

〈これまでの取り組み〉

ふるさと納税*制度の普及により寄附のあり方が大きく変化したことを踏まえ、大和市を応援する目的でなされた寄附を積極的かつ柔軟に活用できるよう、基金条例に基づき設置されている積立基金の統合再編を行い、「大和市応援基金」を設置しました。

〈これからの取組方針〉

いただいた寄附をできるだけ速やかに事業で活用できるよう、ふるさと納税などにより新たに受け入れた寄附（以下の寄附目的に合致するもの）は大和市応援基金に一度積立し、翌年度予算にて寄附目的に沿った事業に充当していきます。

大和市応援基金

	R7 年度	R8 年度（見込）	R9 年度（見込）
取 崩		176,543 千円	150,000 千円
積 立		66,750 千円	55,000 千円
年度末残高	328,826 千円	214,033 千円	119,033 千円

大和市応援基金への再編

旧基金名	統 合	寄附目的（新）
新規施策推進基金	大和市応援基金	1 大和市応援事業
奨学基金		2 子ども・子育て支援事業
青少年健全育成基金		3 教育充実・奨学金給付事業
農業振興基金		4 保健福祉の充実事業
保健福祉基金		5 生涯学習・スポーツ振興事業
国際化基金		6 市民生活・商工農・まちづくり事業
生涯学習振興基金		
文化会館建設基金		



(1) 歳入確保 — ④ 受益者負担の適正化方針運用の厳格化

〈これまでの取り組み〉

「受益者負担の適正化方針」を策定し、定期的に受益者の負担割合を確認してきました。確認の結果、手数料や使用料が適正化方針に定めた基準を下回る場合は、見直しに向けた取り組みを進めています。

これまで、施設等の使用料のうち指定管理者制度*を導入している

施設については管理の更新期にあわせて5年に1回、直営の施設の使用料及び事務等の手数料については3年に1回の頻度で検証をしてきました。検証の結果として、適正化方針の基準を下回るものがあったものの、他市の同等施設などと比較をし、値上げは見送ってきました。

〈これからの取組方針〉

施設の使用料については、適正化方針に定めた負担割合に満たない施設が多くあり、特にスポーツ施設ではその差が大きい状況です。

また、近年は施設の老朽化も相まって維持管理経費が増加傾向にあ

りますが、使用料単価の多くは長年にわたって据え置かれています。

こうした社会環境の変化も踏まえ、適正化方針で規定した負担割合に準拠した使用料単価への見直しについて、検討を継続していきます。

（参考）これまでの取り組み（使用料の検証結果）

周辺市施設とのバランス等を理由に改定を見送っている使用料のうち、特に適正負担割合とのかい離が大きい（適正負担割合が50%の施設のうち、半分の25%に満たない）施設について、参考までに列記します。※10 コスドンつきみ野ベースボールパーク ※11 リンカングループ大和文化センター

施設名	経費	想定収入	負担割合
やまと芸術文化ホール	1,243,002 円/日	246,684 円/日	19.8%
慈緑庵	23,984 円/日	4,873 円/日	20.3%
大和スタジアム	198,592 円/日	42,493 円/日	21.4%
つきみ野野球場※10	26,520 円/日	2,745 円/日	10.4%
宮久保野球場	33,230 円/日	1,929 円/日	5.8%
下福田野球場	83,968 円/日	1,227 円/日	1.5%

施設名	経費	想定収入	負担割合
大和スポーツセンター	693,862 円/日	149,434 円/日	21.5%
桜森スポーツ広場	12,356 円/日	1,025 円/日	8.3%
宮久保スポーツ広場	21,930 円/日	1,483 円/日	6.8%
下福田スポーツ広場	29,204 円/日	1,758 円/日	6.0%
北部文化・スポーツ・子育てセンター※11	170,618 円/日	23,348 円/日	13.7%
渋谷学習センター(ホール)	123,064 円/日	19,980 円/日	21.6%



(2) 歳出構造改革 – ① 基本的な考え方 (単年度の歳入のもとで歳出を行う／ビルド&スクラップ)

「第10次大和市総合計画」に掲げる施策を確実に推進し、大和市が将来にわたって持続的に発展できるよう、財政規律を確保した行財政運営を行っていきます。ここでいう財政規律の確保とは、単年度の歳入の範囲内で歳出を行うという基本原則を遵守することです。

その実践に向けて、今後の本市の予算編成では「ビルド&スクラップ」の考え方を採用します。ビルド&スクラップとは財政健全化の手

法の一つで、限られた財源をより優先すべき事業へシフトさせるとともに、新たな取り組みのために既存事業を見直すものです。

これまで継続してきた既存事業、新規充実する事業の優先順位を改めてビルド&スクラップで整理し、現在の社会環境や時代の要請に応じた最適な財源配分を行うこととします。その結果として、廃止・縮小（スクラップ）が必要となる事業も生じることになります。

図6：単年度の歳入のもとで歳出を行うイメージ

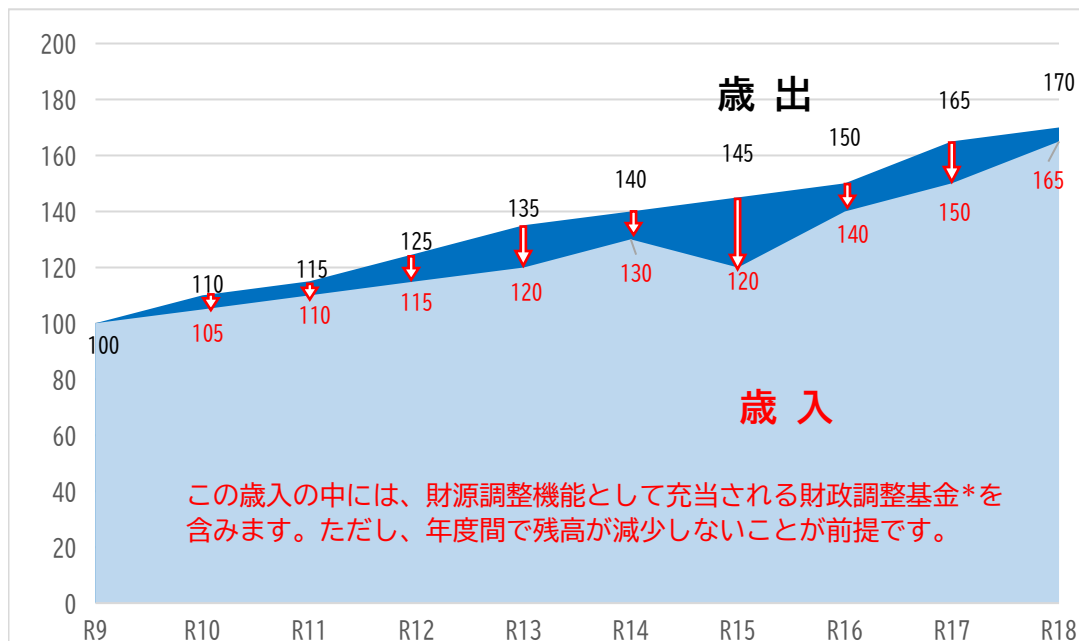


図7：ビルド&スクラップによる
枠配分事業 (P16 参照) の優先順位付け

(例) A部に対する枠配分 (一般財源) : 100

[優先順位]		
一般 財源枠 100	1. ああ事業	20
	2. いい事業	10
	3. うう事業	30
	4. ええ事業	35
	5. おお事業	5

優先順位付けは
各部のマネジメント
によります
(裁量による)

- 6. かか事業 10
- 7. きき事業 5

→ 優先順位が低い＝スクラップ対象 (枠配分に収まらないときに事業の廃止・縮小)

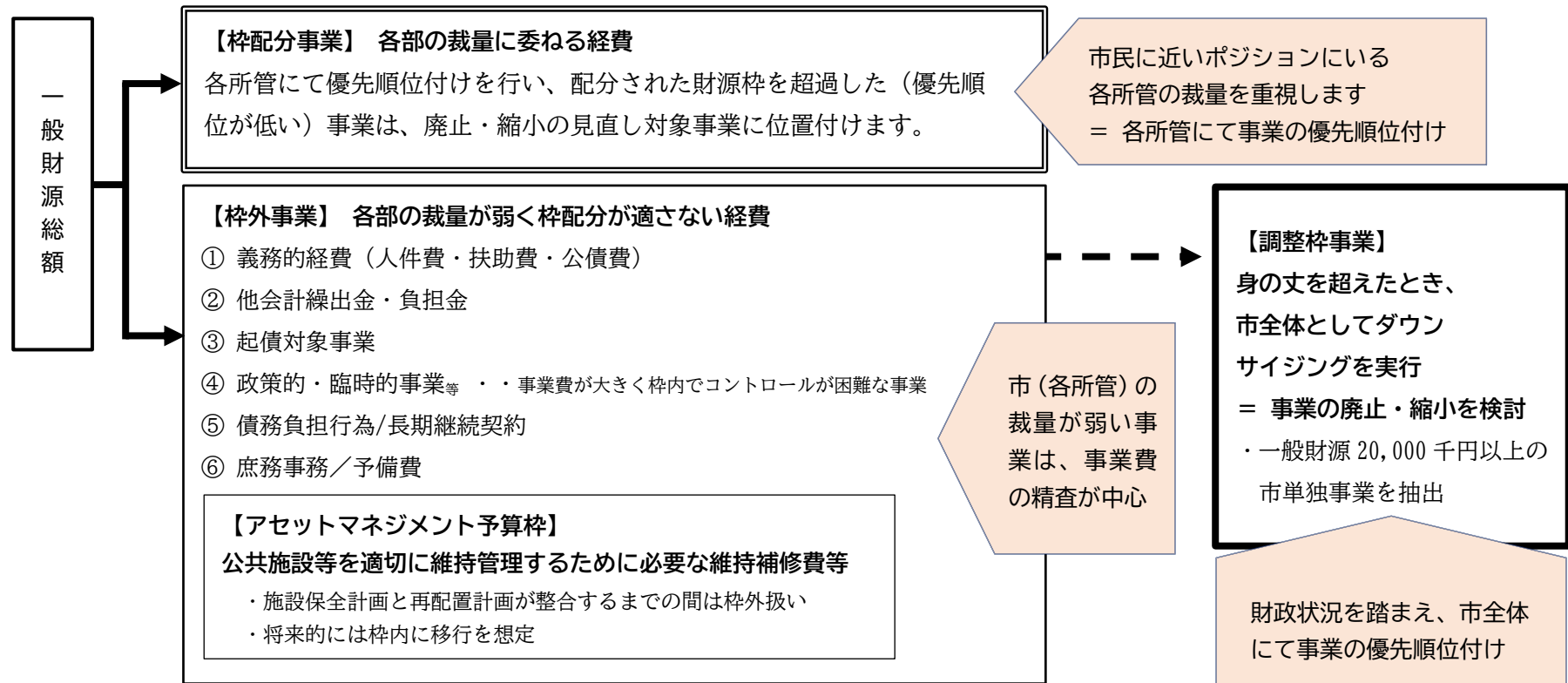


(2) 歳出構造改革 - ② 各部の裁量に応じた予算編成

ビルド&スクラップの考え方にに基づき、事業の優先順位付けを行います。その結果、優先順位が低いと判断した事業の廃止・縮小（スクラップ）を行います。その優先順位の判断について、各所管に裁量が

ある事業は、できるだけ市民に近い立場にいる各所管が判断することが望ましいことから、今後の予算編成においては、事業を次の区分に分類して予算を調製していきます。

図 8：予算編成全体図





(2) 歳出構造改革 – ③ 事業見直しの発動条件

「4. 財政健全化プランにおける収支推計」(P8 参照) に示したとおり、近年は物価高騰などの影響により収入・支出ともに増加傾向にあります。令和7年度決算を例にみると、扶助費*の増加に加えて近年伸び率が著しい人件費や物件費*といった経常経費の増加を上回るほどの収入の増加がないと収支が成り立たない財政構造にあります。

このような先行き不透明な財政状況で重要となるのが、予算の調整弁となる「財政調整基金*」です。この調整弁機能が維持されていると予算調製が可能であることから、財政調整基金残高の下限目標を標準財政規模*の10%相当額（以下「下限目標額」とします。）とします。

そして、予算調製にて下限目標額を下回ることが見込まれるときは、翌年度末までに下限目標額を回復させる改善策を講じること（見直し対象事業の廃止・縮小）に着手します。

<本条件の実行性を高めます>

- ・ 標準財政規模の10%相当額の基金残高を試算します。

→ R8 標準財政規模：約510億円×10% = 51億円

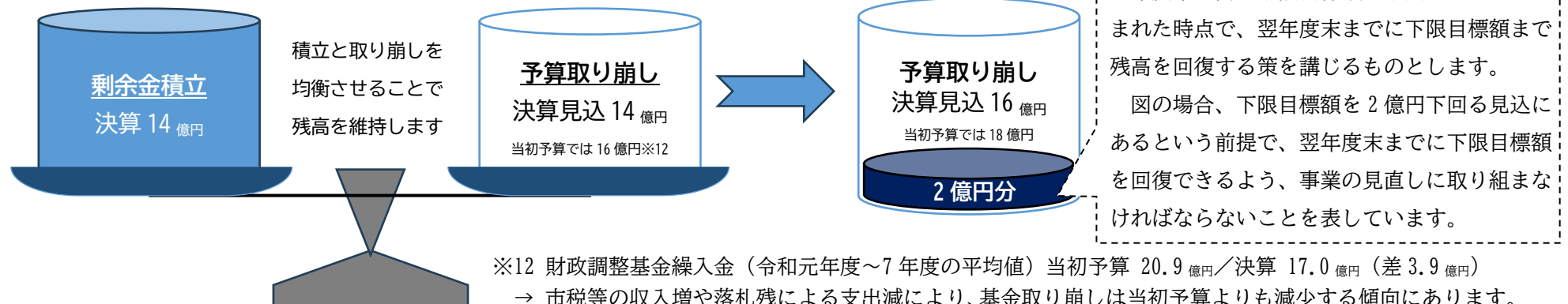
- ・ 令和8年度末残高を51億円にするために

→ 繰入金（当初予算）14億円を8.2億円に減額補正を想定。

$$\left[R7 \text{ 末 } 36.0 \text{ 億円} + \text{剰余金積立 } 23.0 \text{ 億円} - \text{繰入金 } 8.2 \text{ 億円} + \text{利子 } 0.2 \text{ 億円} = 51.0 \text{ 億円} \right]$$

<増収時の対応>

- ・ 予算額を上回る収入によって、基金残高が下限目標額を上振れる見込みとなった場合は、本庁舎をはじめとする老朽化した各施設の建替や大規模改修などが中長期的に見込まれることから、財政負担の平準化ができるよう、上振れた額を「施設整備基金」に積み立てることを基本とします。





(2) 歳出構造改革 –④ 見直し対象事業

- ・本市は財政の硬直化*が進んでいることから、事業継続の必要性が低下した事業については、積極的に廃止・縮小を進めます。
 - ・事業の必要性の有無にかかわらず、ビルド&スクラップの方針に基づき、以下に示す事業を見直し対象として位置付けます。
 - ・枠配分事業については、各部が配分された一般財源を超えた要求となった場合は、事業の必要性にかかわらず優先順位が低い事業を見直しの対象とします。
 - ・調整枠事業については、廃止・縮小が難しいと判断されるものであっても「③事業見直しの発動条件」に該当した際には、下限目標を回復させる改善策の対象として位置付けます。
- ◎ 令和10年度以降において、収支差額（P9参照）が16億円程度まで圧縮できない場合は、以下に示す事業にかかわらず、廃止・縮小を進めていきます。

《 見直し対象事業一覧の見方 》

○ リストにある「要因区分」とは、次のとおりです。

事業名	情報システム運用管理事務	要因区分	☒ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☐ エ枠配分調整
-----	--------------	------	--

・ア～ウは、財政健全化ビジョンに示した歳出事業の見直し手順によります。

4-(4)取組策 ① 歳出事業の見直し手順【フィルター2 事業内容の精査・点検】 財政健全化ビジョンから抜粋

ア 最少の経費で最大の効果を得るためのコストパフォーマンス策、タイムパフォーマンス策はないか。漫然と前例踏襲をしていないか。

イ 他市（県内の類似団体（平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・厚木市）を基本とし、必要に応じて他の類似団体及び近隣市とする）が実施している同事業と比較し、事業費、事業内容が突出していないか。

ウ 市が提供すべきサービスか。サービス提供は無償ですべきか有償とすべきか。民間に同等のサービスがないか。

・「エ 枠配分調整」は、枠配分事業のうち、各部にて配分された一般財源を超過した（優先順位が低い）事業

○ リストにある「削減見込」とは、収支推計（P9参照）の作成にあたり、事業の見直しによって削減を見込む額を記載しています。

事業費	R8) 509,911 千円	削減見込	【R9】 4.7 億円 （5年間トータルで3.1 億円削減）
-----	----------------	------	--------------------------------

見直し対象事業 No.1 2 総務費／1 総務管理費／8 事務管理費

事業名	基幹システム運用管理事務	要因区分	■ア費用対効果 □イ他市比較 □ウ実施主体 □エ枠配分調整
事業費	R8) 509,911 千円	削減見込	【R9】 4.7 億円 (5 年間トータルで 3.1 億円 削減)
見直し案	令和 9 年度に実施予定の基幹系ネットワークの更改について、当初は更改及び保守管理について 5 年間で 6.5 億円を見込んでいたところ、基幹システムの運用や業務効率に影響のない範囲でサーバ機器などを含むネットワークの構成を精査しました。 また、単年度での支払いを見込んでいたところ、5 年間の均等払い方式を採用することで、負担の平準化を図りました。		
見直しの背景等	業務を遂行する上で必須となるデジタル環境について、これまでも必要な水準を満たしながらできる限り低価格なものを採用していますが、情報機器や人件費の高騰等に対応するために、更なる精査が求められています。		

見直し対象事業 No.2 3 民生費／1 社会福祉費／2 障がい者福祉費

事業名	通所訓練費支給事業	要因区分	□ア費用対効果 ■イ他市比較 □ウ実施主体 □エ枠配分調整
事業費	R8) 42,530 千円	削減見込	【R9】 0 千円 【R10～R11】 8,000 千円
見直し案	日中活動の場へ移動する際に生じる交通費相当額の支給について、以下の対象者にかかる支給を廃止します。 ①徒歩や自転車による通所で、交通費が発生していない方(約 240 人) ②生活保護受給者(約 70 人)		
見直しの背景等	①：本来は実費相当分を支給するものであり、実費分の支給を受けている他の受給者との整合を図るために廃止します。 ②：生活保護で移送費として受給が認められます(生活保護の場合、国の財源が一部措置されます)。		

見直し対象事業 No.3 3 民生費／1 社会福祉費／2 障がい者福祉費

事業名	市障害者福祉手当支給事業	要因区分	■ア費用対効果 □イ他市比較 □ウ実施主体 □エ枠配分調整
事業費	R8) 147,831 千円	削減見込	【R9～R11】削減年度 未定 / 削減見込額 未定
見直し案	社会の変化に対応した障がい福祉施策を実施していくことが求められていますが、本市の厳しい財政状況の中、障がい福祉関連の支出は年々増加しており、そのような変化に対応することが困難な状況となっています。そのため、本手当の見直しを含めた、障がい福祉施策の抜本的な見直しを検討します。		
見直しの背景等	高齢化や医療の進展に伴い、障がい者数が増加を続けていることに加え、国による地域移行の推進や障がい福祉サービス利用に対する考え方が変化していることから、サービス利用のニーズが多様化するなど、社会状況は変化しています。 合わせて、障がい福祉関連の支出が右肩上がりとなっており、厳しい財政状況の中では、こうした社会の変化に対応することが困難な状況が生じています。 そのため、近年求められている施策を実施するためには、本手当の見直しを含めた障がい福祉施策の抜本的な見直しが必要です。 (補足情報) 障がい者福祉費の決算額は、平成 20 年度は 23.8 億円でしたが、平成 30 年度には 46.8 億円、令和 7 年度には 71.0 億円(市の支出総額の 7.6%)と増加しており、現在求められるニーズへ対応する財源の確保が困難な状況です。		

見直し対象事業 No.4 3 民生費／1 社会福祉費／3 老人福祉費

事業名	高齢者入浴サービス事業	要因区分	■ア費用対効果 □イ他市比較 □ウ実施主体 ■エ枠配分調整
事業費	R8) 4,001 千円	削減見込	【R9】0 千円【R10～R11】枠超過年度より削減 / 4,000 千円
見直し案	65 歳以上の高齢者が各月 6 日、16 日、26 日に無料で公衆浴場を利用できる本事業の廃止を検討します。		
見直しの背景等	元来、公衆衛生環境を保持することを目的として開始した事業ですが、各世帯に浴室が完備されるようになってからは、高齢者福祉増進として事業を継続してきました。近年では公衆浴場の廃業が続く、現在では市内で鶴間周辺の 2 か所のみとなっており、本事業を実質的に利用できる市民も限定されます。		

見直し対象事業 No.5 3 民生費／1 社会福祉費／3 老人福祉費

事業名	認知症施策推進事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☒ イ他市比較 ☒ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 1, 746 千円	削減見込	【R9～R11】枠超過年度より削減 / 1, 000 千円
見直し案	同事業のうち、認知症患者を対象とした保険事業の廃止を検討します。		
見直しの背景等	事業を開始した平成 29 年頃は、本事業と同様の保険商品が珍しいものでしたが、その後社会的な認知が進み、民間において同様の保険商品が提供されてきたことから、市が独自に継続する理由が低下しています。		

見直し対象事業 No.6 3 民生費／1 社会福祉費／4 保健福祉センター費

事業名	(保健福祉センター) ホール運営事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 14, 962 千円	削減見込	【R9～R11】削減年度 未定 / 削減見込額 未定
見直し案	保健福祉センターホールについて、利用料金や利用形態、開館日時の変更、さらには一時休館するなど、ホール運営のあり方自体に関し見直しを検討します。		
見直しの背景等	法令等で実施が義務付けされている事業が多いなか、本事業は市の単独事業であることから、相対的に事業の優先順位は下がります。運営のあり方について、引き続き検討していきます。		

見直し対象事業 No.7 3 民生費／2 児童福祉費／3 母子福祉費

事業名	ひとり親家庭等家賃助成事業	要因区分	☒ ア費用対効果 ☒ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☐ エ枠配分調整
事業費	R8) 88, 148 千円	削減見込	【R9】0 千円 【R10】11, 000 千円 【R11】最大 58, 000 千円
見直し案	対象児童の年齢を 20 歳未満から高校卒業年齢相当まで引き下げます。また、将来的には激変緩和期間を設定した上で本事業の大幅な縮小を図ります。(案：対象者を新規対象児童に限定し、原則的に更新は認めない。)		
見直しの背景等	本制度の開始時 (S49) と比べると、女性の雇用者総数も雇用者総数に占める女性の割合も増加しています。さらに近年では、子育て支援に関する現金給付が充実してきていることから、ひとり親家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、家賃助成を実施している他市と比較し充実した制度となっています。		

見直し対象事業 No.8 4 衛生費／1 保健衛生費／4 健康増進費

事業名	健康診査事業	要因区分	■ア費用対効果 ■イ他市比較 □ウ実施主体 □エ枠配分調整
事業費	R8) 877,462 千円	削減見込	【R10～R11】削減年度 未定 / 最大 121,000 千円
見直し案	① 国が推奨しているがん検診の一部（胃がん検診、乳がん検診）について、費用助成の対象となる検診頻度を毎年受診から国が指針で示している間隔への見直しについて検討します。（影響額：114,000 千円） ② 検診を受診した際に発生する自己負担額について、他市平均と比べて低く設定されている検診については、他市平均となるよう見直しを検討します。（影響額：7,000 千円）		
見直しの背景等	① 本市の前総合計画では、目指す都市像を健康都市として位置付け、国が2年に1度の受診間隔を推奨しているがん検診についても毎年受診勧奨をし、その費用を助成してきました。 ② 令和7年度に自己負担額を増額していますが、検診項目によっては他市平均よりも低く設定されているものがあります。		

見直し対象事業 No.9 4 衛生費／2 清掃費／1 清掃総務費

事業名	公衆便所等管理運営事業	要因区分	□ア費用対効果 ■イ他市比較 ■ウ実施主体 ■エ枠配分調整
事業費	R8) 2,391 千円	削減見込	【R9～R11】枠超過年度より削減 / 546 千円
見直し案	同事業のうち、コンビニへの協力に対する謝礼として提供しているトイレトペーパーの配布の廃止に向けて検討します。		
見直しの背景等	費用対効果の観点で、市民が外出先で安心して利用できる公共トイレの確保のために有効な施策ですが、一方で事業の優先性から、事業のあり方について廃止を含めて検討します。		

見直し対象事業 No.10 4 衛生費／2 清掃費／1 清掃総務費

事業名	資源循環型生ごみ処理事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 2, 772 千円	削減見込	【R9～R11】枠超過年度より削減 / 2, 015 千円
見直し案	小学校単独調理校に設置している生ごみ処理事業の廃止を検討します。		
見直しの背景等	児童の食育を推進する観点から実施してきた事業ですが、他の事業と比較し事業実施の必然性が相対的に低い状況です。予算額のうち、保守点検委託（2, 015 千円）の見直しを検討します。		

見直し対象事業 No.11 8 土木費／2 道路橋りょう費／2 道路維持費

事業名	道路維持修繕事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 1, 138, 103 千円	削減見込	【R9～R11】枠超過年度より削減 / 削減見込額 枠超過額により調整
見直し案	道路施設の点検結果に基づく計画的修繕に加え、市民からの通報、日常点検等により発見した不具合箇所について補修・修繕等を行います。部に配分された一般財源の範囲内における執行を念頭におきながら、補修・修繕等を行います。		
見直しの背景等	施設の老朽化により、補修・修繕の必要性は年々高まっている状況ですが、他の事業の優先度を勘案しつつ、限られた財源のなかで一層効率的・効果的に道路の補修・修繕を実施することが求められます。		

見直し対象事業 No.12 8 土木費／2 道路橋りょう費／3 道路新設改良費

事業名	狭あい道路用地取得事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 0 千円	削減見込	【R9】2, 000 千円 【R10～R11】枠超過年度より削減
見直し案	部内における事業の優先順位により、予算規模を縮小し、事業を実施します。		
見直しの背景等	狭あい道路の対象箇所は、過去からの積み上げによって令和8年4月時点で979件となっています。計画的な都市計画道路の整備に加えて、近年では危険防止に重点を置いた道路補修や街路樹の管理等に係る予算が拡大している状況にあることから、狭あい道路の用地取得は、令和8年から測量や登記、物件補償が生じる新規の受付を一時停止しています。		

見直し対象事業 No.13 8 土木費／3 河川排水費／1 河川排水総務費

事業名	水循環促進支援事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 140 千円	削減見込	【R9～R11】枠超過年度より削減 / 140 千円
見直し案	部内における事業の優先順位により、予算化を見送ります。		
見直しの背景等	雨水貯留槽を設置する者に対して補助金を交付するもので、毎年度市民から多くの要望がありますが、他の事業と比べて市民生活に直結する事業ではないことから、予算を確保できるまでの間は、事業を休止します。		

見直し対象事業 No.14 8 土木費／4 都市計画費／1 都市計画総務費

事業名	コミュニティバス運行事業	要因区分	☒ ア費用対効果 ☐ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☐ エ枠配分調整
事業費	R8) 461,081 千円	削減見込	【R9～R11】47,000 千円
見直し案	運行の効率性を高めるため、やまとん号を4台体制から3台体制に改めてバスの減便を行います(R8.10月から)。		
見直しの背景等	本市は狭い市域に鉄道駅が多くあることから、交通の利便性が高い環境にあります。そのような中で実施してきたコミュニティバスですが、乗車率の実績を勘案し、より効率化が図られる台数運用に見直します。将来的には、見直し後の乗車率実績を勘案した上で、適切な運行体制を模索していきます。		

見直し対象事業 No.15 10 教育費／1 教育総務費／1 教育委員会費

事業名	教育委員会褒章事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☒ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☒ エ枠配分調整
事業費	R8) 1,662 千円	削減見込	【R9～R11】1,000 千円
見直し案	全小・中学生に配布している卒業記念品について、令和8年度をもって廃止をすることを含めて検討します。		
見直しの背景等	卒業記念品を贈っていない自治体もあることから、財政健全化の視点を踏まえて検討します。 教育委員会表彰については、他部署の褒章事業と重複がないか、統合できないかなどを検討します。		

見直し対象事業 No.16 10 教育費／2 小学校費・3 中学校費／2 教育振興費

事業名	小学校・中学校学用品等就学援助事業	要因区分	☐ ア費用対効果 ☒ イ他市比較 ☐ ウ実施主体 ☐ エ枠配分調整
事業費	R8) 210,464 千円	削減見込	【R9～R11】18,000 千円
見直し案	援助金算出の保護基準年度及び倍率を見直します（年度：平成27年 → 令和5年、倍率：1.5倍 → 1.4倍）		
見直しの背景等	準要保護世帯を認定する基準は市によって異なります（世帯所得が生活保護基準に対しどこまで対象とするかというもので、県内では横浜市・川崎市は1.0倍（生活保護基準と同程度）、その他の市は1.3～1.5倍が多い）。 令和8年度より、小学校では国から給食費の補助として児童一人一月当たり5,200円が交付され、保護者負担が軽減されています。（中学校は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費補助として生徒一人一月当たり3,825円を交付し、保護者負担の軽減を図っています（令和8年度終了予定）。） 上記のほか近年では、児童手当の増額や教育の無償化等により、保護者負担は軽減されています。 参考）就学援助率（要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出したもの）は、次のとおり。 20%未満：綾瀬市・大和市 15%未満：平塚市・茅ヶ崎市・座間市 10%未満：海老名市		

見直し対象事業 No.17 10 教育費／2 小学校費・3 中学校費／2 教育振興費

事業名	小学校・中学校医療費等就学援助事業	要因区分	□ア費用対効果 ■イ他市比較 □ウ実施主体 □エ枠配分調整			
事業費	R8) 1, 1 1 2 千円	削減見込	【R9～R11】 1, 0 0 0 千円			
見直し案	めがね購入費等の補助を廃止します。					
見直しの 背景等	同事業のうち、めがね等の購入費や検眼料の補助を市独自で行ってきました。県内の類似団体では、茅ヶ崎市は実施しておらず、近隣市においても海老名市、座間市、綾瀬市は実施していません。					
	申請件数が小中学校合わせて令和５年度:256 件、令和６年度:194 件、令和７年度:137 件と減少傾向で推移していることを踏まえ、令和６年度から令和８年度にかけて段階的に補助額を見直しており、令和８年度末をもって廃止します。					
	(参考：補助上限額)					
	種 別	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
	めがね一式	18,000 円	10,000 円	5,000 円	廃 止	
	めがねフレーム	9,000 円	5,000 円	2,500 円		
レンズ（片眼）	4,500 円	2,500 円	1,250 円			
コンタクトレンズ（片眼）	15,800 円	5,000 円	2,500 円			

見直し対象事業 No.18 10 教育費／3 中学校費／2 教育振興費

事業名	中学校移動水泳授業実施事業	要因区分	□ア費用対効果 ■イ他市比較 □ウ実施主体 ■エ枠配分調整	
事業費	R8) 3, 108 千円	削減見込	【R9～R11】 削減年度 未定 / 削減見込額 未定	
見直し案	引地台温水プールで実施している水泳授業について、中止を含め検討します。			
見直しの背景等	自校プールがない中学校では、1年生を対象に引地台温水プールで授業を実施しています。しかし、他市においても、座学のみを実施する中学校が増えていることから、令和 8 年度秋に検討委員会を立ち上げ、次期学習指導要領改訂の動向を踏まえつつ、水泳授業の中止を含め水泳指導の在り方を検討します。			

見直し対象事業 No.19 10 教育費／4 社会教育費／1 社会教育総務費

事業名	特別教室開放事業	要因区分	■ア費用対効果 ■イ他市比較 ■ウ実施主体 ■エ枠配分調整
事業費	R8) 16,894 千円	削減見込	【R9】0 千円 【R10～R11】 ^{最大} 5,000 千円
見直し案	特別教室の開放に係る受付業務等の見直しを検討します。		
見直しの背景等	特別教室の利用者が減少傾向にあることから、特別教室利用受付や使用料徴収の業務を見直します。		

見直し対象事業 No.20 10 教育費／4 社会教育費／4 図書館費 ほか

事業名	中央林間図書館／中央林間分室／ 子育て支援施設（送迎ステーション事業・託児室等）	要因区分	■ア費用対効果 ■イ他市比較 □ウ実施主体 □エ枠配分調整
事業費	R8) 57,710 千円※建物賃借料のみ	削減見込	【R9～R11】削減年度 未定 / 削減見込額 未定
見直し案	東急スクエア内の床を賃借して実施してきましたが、賃貸借契約が令和10年3月で終了することから、その後の事業運営について、事業の継続、他施設への移転、事業の廃止など、あらゆる方策について検討します。		
見直しの背景等	当該事業は運営に係る費用に加えて、民間商業施設への賃借料の負担が大きくなっています。 「中央林間地区街づくりビジョン」に基づき整備し、実施しているため、今後のまちづくりや、現在進めている大和市全体の公共施設の統廃合の考え方を踏まえ、総合的な視点から検討していく必要があります。		

見直し対象事業 No.21 10 教育費／5 保健体育費／1 保健体育総務費

事業名	女子サッカー推進事業	要因区分	□ア費用対効果 □イ他市比較 □ウ実施主体 ■エ枠配分調整
事業費	R8) 4,280 千円	削減見込	【R9～R11】1,000 千円
見直し案	なでしこリーグシティセールス事業（広告料：3,000 千円）を縮小します。		
見直しの背景等	本事業は市の単独事業であり、義務的な事業と比べて、相対的に事業の優先順位は下がります。		



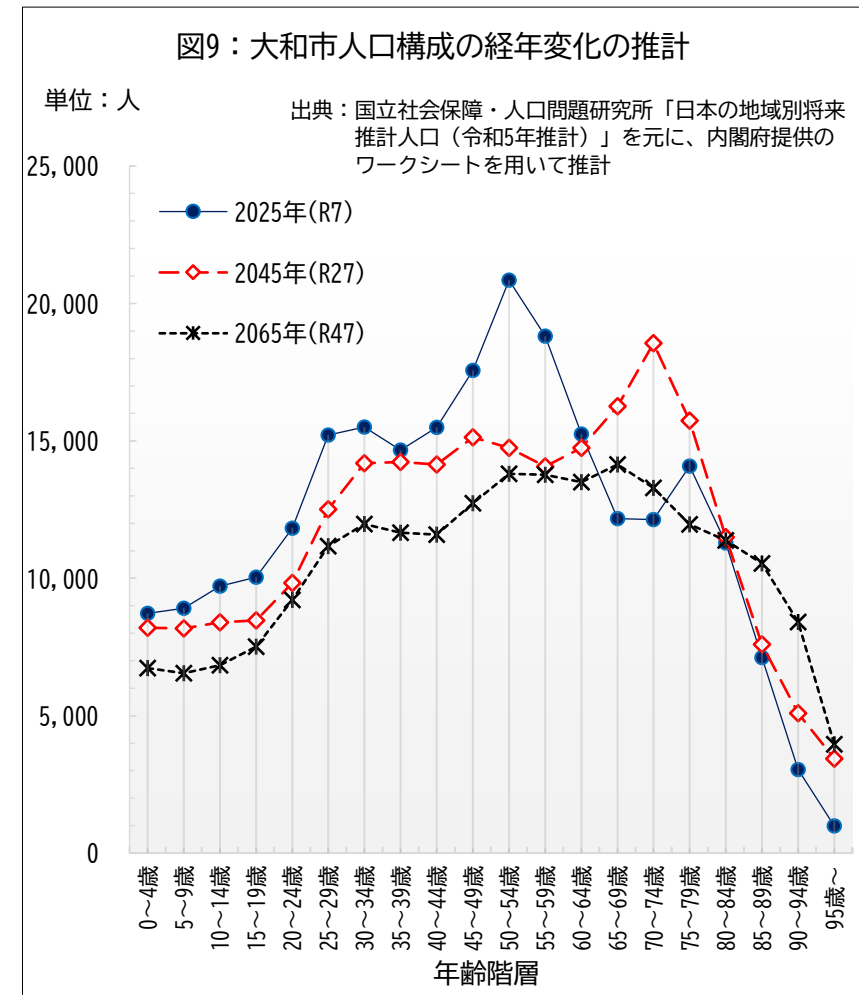
(3) 経営基盤強化・ガバナンス向上 - ① 「(仮称) 市有施設再配置計画」の策定

【施設更新（建て替え）に向けた財源確保】

- ・ 今後 40 年間（2065 年度までを想定）にわたり、現在ある公共施設等の全てを維持するには年平均約 136 億円の費用が必要となります。しかし、少子・高齢化による人口減少や人口構成の変化が見込まれる（図 9）なか、市税収入の減少や扶助費*などの義務的経費の増加により、これまでと同様に全てを保有し続けることは困難になります。
- ・ 今後は、より少ない経営資源（人員や財源）で市民の暮らしに必要な性の高い施設サービスを着実に提供できる、かつ将来世代に負担を残すことのない、大和市にとって理想的な公共施設等の在り方を探求し、施設の更新・統廃合・公有財産の有効活用などを効率的かつ効果的にマネジメントしていくことが求められています。
- ・ 令和 8 年 3 月に改定した大和市公共施設等総合管理計画では、

40 年後までに公共建築物の総延べ床面積を（少なくとも）15%以上削減すること

を目標に掲げるとともに、将来の施設整備などに向けた基金の活用など、財源確保の効果的な方法を追求するとしています。
- ・ 今後策定予定の「(仮称) 市有施設再配置計画」では、施設ごとに更新・統廃合などの方向性を提示し、財政負担の軽減・平準化が図られた、大和市にとって最適な施設配置を実現していくための取り組みを示す予定です。





(3) 経営基盤強化 – ② 特別会計*・企業会計*に対する一般会計負担

本市には、一般会計のほかに、国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計に加えて、地方公営企業法の適用を受ける病院事業会計・下水道事業会計があります。ここでは、市の負担に一定の裁量がある会計について示します。

〈国民健康保険事業特別会計〉

- ・ 国民健康保険税については、令和 6 年度に保険税率等を改定し、赤字分にかかる一般会計負担はなくなりました。
- ・ 令和 15 年度に予定される県下市町村における国民健康保険料算定方法などの統一に向けて、今後も赤字分の補填を一般会計で負担することがないよう、適切に保険税率等の見直しを行います。
- ・ 法定外繰出*を行っている保健事業*の費用については、国保税を財源として実施している団体もあることから、令和 9 年度は一般会計からの繰出しに頼ることなく実施します。令和 10 年度以降については、保険税率等への影響を踏まえながら検討していきます。

〈病院事業会計〉

- ・ 地域の基幹病院として、救急医療やがん治療など急性期及び高度急性期医療に特化した取り組みを進めた結果、令和 7 年度決算は 3 年ぶりの黒字となりました。
- ・ 一方、人件費・委託料・薬品費・診療材料費などのコストが急激に増加しています。それに対して、収益の根幹である診療報酬*

は公定価格であり市には改定の裁量がなく、診療報酬改定による収益増加だけではコストの上昇を十分に賄えないことから、非常に厳しい経営環境にあります。このため、これまでは繰出基準*に基づき経費の一部を一般会計が負担してきましたが、今後はその負担がさらに増加することも見込まれます。

〈下水道事業会計〉

- ・ 令和 6 年度までは下水道使用料収入の不足分を一般会計からの基準外繰出金*によって補填してきましたが、令和 7～9 年度までの 3 か年の汚水処理費を下水道使用料で賄うべく、令和 7 年度に使用料改定を行い、赤字分にかかる一般会計負担はなくなりました。
- ・ 有収水量の減少及び物価や金利の上昇により、再度赤字負担が生じる恐れがあることから、下水道経営計画に基づき使用料改定の

必要性を検証します。

- ・ 生活保護世帯に対する下水道使用料の減免については、下水道使用料が生活扶助*の算定に含まれ、二重措置的な位置付けで、公平性の観点から課題があります。一方で、減免を廃止した場合は生活保護世帯の負担増につながることから、使用料改定による影響や廃止する場合の経過措置のあり方も含め、検討していきます。



(3) 経営基盤強化 – ③ 行政経営力の向上

本市が財政健全化を果たすためには、すべての職員が財政運営の礎は自分であるという責任感・使命感を持って職務を遂行し、組織経営能力を高めていくことが不可欠です。

本市では、職員の能力やモチベーションを向上させ、その力を最大限発揮し、集約していくことが必要であるという考えに基づいて、令和7年度に「大和市人財マネジメント方針」を定め、市組織と職員が同じ方向を向いて共に成長していくことを目指しています。この方針では、大和市の存在意義（ミッション）を「市民の福祉の増進＝市民のウェルビーイング向上」と、大和市の未来像（ビジョン）を「みんながつながる健幸都市やまと」と、求められる価値観（バリュー）を「市民志向・つながり・チャレンジ」と定めています。

これらが浸透した職員が自律的に行動する組織であり続けることを目指して、研修などのさまざまな取り組みを進めていきます。

市民志向

市民の声に積極的に耳を傾け、市民の立場で考え、高い使命感と倫理観を持って行動します。

つながり

思いやりの心を持ち、内外問わず多様な主体と連携・協働して、組織の力を最大化します。

チャレンジ

前例に捕らわれない柔軟な発想と広い視野を持ち、失敗を恐れず挑戦し続け、新たな価値の創造や自らの能力向上に努めます。

○ガバナンス強化の観点から

- ・ 次のページに示すガバナンス体制が実効性をもって機能するためには、それぞれの職員が臆することなく率直に発言し、質問し、活発に議論し、動くことができる組織（心理的安全性※13が保たれた不安も恐れもない組織）となっていることが重要です。
- ・ 意見や考えを胸に秘めたままにしているのはむしろ問題（それがいいというのはさらに問題）だと全員が認識している必要もあります。

○心理的安全性

- ・ 心理的安全性とは、建設的な対立を厭わずに率直に意見を述べ、考えを交換することができ、その反動としての不安（懸念や疑問点を述べて恥をかくのではない、無視や非難されるのではない、仕返しされるのではない、などといった不安）を感じることがない組織風土のことをいいます。
- ・ 心理的安全性は職員のエンゲージメント（組織に対する職員の自発的な貢献意欲）を高めるともいわれています。

○変化が激しく価値観も多様化している時代の人財育成

- ・ 本市は今、財政健全化に向けた変革をし、成長を継続していくためには、深く染みつき凝り固まった規範や考え方に囚われないしなやかさと幅広く強い対応力も求められます。

※13 参考文献 恐れのない組織 エイミー・C・エドモンドソン



(3) 経営基盤強化 – ④ 適切な行財政運営を行うガバナンス*の強化

財政健全化に取り組むことになった背景として、これまでの本市では、事業の新規充実等を計画・決定するにあたり、「十分な議論・調整・助言」、「客観的データの利用・将来見通しの精査」、「判断や意思決定・検討過程の体系的な取組」、これらが不足していたものと捉えました。

そのため、これらの観点を踏まえ、行財政運営上の課題への確に対応し、持続的発展に向けて財政規律を確保しながら、市民へ有効な行政サービスを提供していくことができるよう、ガバナンスを強化する取り組みとして、次の点を進めます。

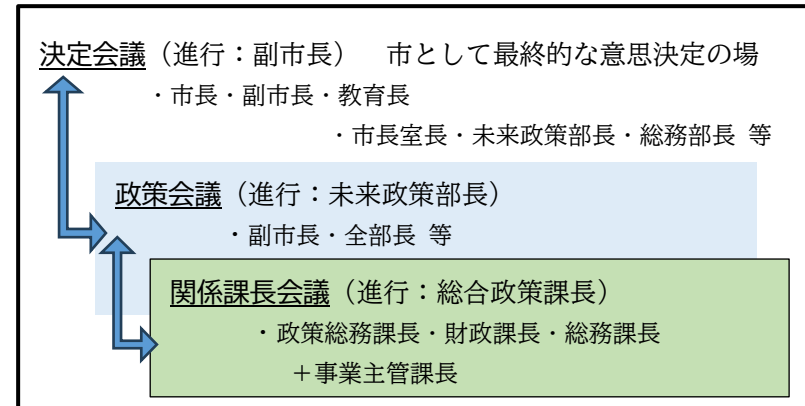
庁議*体制の見直し（案）

1) 会議体・構成員の見直し

- ・ 庁内議論・調整の活性化と熟議を担保するしくみ
- ・ 政策検討に必要な情報やデータの明示
- ・ 決定プロセスを透明化・円滑化するしくみ（全階層の会議録を原則公開）

2) 資料・審議事項の見直し

- ・ 事業の基本情報に加えて、事業費、財源見通しの情報を追加
- ・ 事業の効果測定を検証できる資料様式に変更



～ガバナンスの強化について～

市長は、住民から直接選挙で選ばれ、市を代表し、市の事務を管理・執行する権限を持っています。

市の職員は、行政的・専門的助言をする人。法令を確認する人。実務を遂行する人。市長の決定を適法かつ効率的に実現することが役割です。

ガバナンスの強化に併せて目指すのは、言うべきことは言う、議論すべきことは徹底的に議論する、そして、決めるべき時には責任を持って決める、そのような市役所です。職員は自由闊達に議論し、課題や改善策を積極的に提案する。最後は市長が責任をもって決断する。こうした役割分担が望ましいガバナンスの姿であり、こうすることによって、迅速で市民本位の行政運営につながると考えます。

過去への反省を生かしながらも、過去への反省が、未来への挑戦を止める仕組みになってはなりません。最後は市民から負託を受けた市長として責任を持って判断し、予算や条例など議会の議決が必要なものについては議会に説明し、判断を仰ぎます。



(4) 長期的な視点で考えるべき取り組み

財政健全化の取り組みとして行ったタウンミーティングなどにおいて、市民の皆様からいただいた意見のうち、財政健全化プラン期間中に限らず、長期的な視点で考えるべき取り組みについて揭示します。

【税源かん養に向けた中長期戦略の策定】

- ・例えば、企業誘致や地元産業の活性化に寄与する施策を実施し、地域経済の好循環が生まれれば、法人市民税や固定資産税、ひいては個人市民税の増収が期待されます。こうした将来の安定的な税収増加につなげる、いわば未来に向けた取り組みのことを税源かん養といいます。
- ・企業誘致や地元産業の活性化に寄与する施策を、税収基盤を持続的かつ確固たるものとする未来への戦略的な投資活動であると捉え、本市にとって最適な方策を調査・研究し、中長期的な戦略の策定を目指していきます。
- ・策定にあたっては、本市に進出する企業にとってのメリットや国内外の経済情勢、変化の激しく価値観が多様化している時代に求められる産業活性化策、税収の不確実性リスク検証など、幅広い観点での考察を進めていきます。
- ・なお、策定した戦略に従った施策の展開において、道路整備や土地区画整理事業などの都市計画事業を実施する必要がある場合は、その事業に要する経費の財源を確保するために、都市計画税の税率の引き上げ（0.2%→0.3%）を併せて検討することとします。

【図書館や学習センター等の指定管理者制度*の見直し】

- ・図書館や学習センター等について、制度導入以前と比べると、施設や提供するサービスの範囲を拡大してきたことから、維持管理運営にかかる経費が増大しています。
- ・多額の一般財源を投入している事業であることから、施設自体のあり方を含めた維持管理運営にかかる見直し、施設を活用した歳入増加策を検討していきます。

【市出資財団等の将来展望】

- ・出資などにより市が中心となって設立した団体について、社会環境が変化したことにより、法人としてのあり方、将来にわたって市の支援の範囲などについて検討していく必要が生じています。

[対象団体]（公財）大和市スポーツ・よか・みどり財団 /
（公財）国際化協会 / 大和ラジオ放送（株）

【広域行政による効率化】

- ・人口規模やコスト等を踏まえると、複数の市町村で広域化して実施することで効率的な運用が図れる場合があります。
- ・本市では大和斎場組合が該当しますが、他市の例を踏まえるとごみ焼却施設や消防^{※14}についても将来的には広域化の検討が必要になります。

※14 通信指令業務については、R8より県央4市で共同運用が開始



「みんながつながる健幸都市やまと」

やまとこころん©1993YAMATO CITY

参考資料 1. 多額の一般財源を支出している事業一覧（令和 8 年度当初予算ベース）

以下に示す事業は、いずれも 3 億円以上の一般財源によって運営している事業です。5 年後、10 年後に向けた長いスパンで市の財政を考えるにあたり、事業の見直し対象を絞り込む材料の一つとしてとして記します。

（単位：千円）

事業名	一般財源	事業内容
介護保険事業特別会計繰出金	3,315,726	介護保険事業特別会計への繰出金
保育所等施設型給付事業	2,680,037	市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の設置者等に対し、施設型給付費等を交付します。
後期高齢者医療広域連合負担金事務	2,254,326	神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する負担金
病院事業会計負担金等	1,755,263	病院事業会計への負担金
生活保護事業	1,686,865	生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的として扶助を行います。
自立支援給付事業	1,566,057	障がい児者及び難病患者等が日常生活及び社会生活を営むために、必要な支援を受けることができるようにします。
下水道事業会計負担金	1,112,855	下水道事業会計への負担金
民間保育所等運営支援事業	953,849	民間認可保育所、認定こども園、幼稚園等の円滑な運営及び地域における子育て支援を充実させるため、運営費等を補助します。
予防接種事業	935,314	予防接種法に基づく各種予防接種を実施し、感染症の発生や蔓延を防止します。
国民健康保険事業特別会計繰出金	875,066	国民健康保険事業特別会計への繰出金。
健康診査事業	853,816	各種がん検診や特定健康診査を実施し、がんや生活習慣病の早期発見・早期治療につながる機会の確保に努めます。
子ども医療費助成事業	764,351	子育て支援策の一環として、子どもの健全な育成と健康保持を促進します。
小学校施設維持管理事業	659,486	良好な学習環境を確保するため、学校施設を適切に維持管理します。

(単位：千円)

事業名	一般財源	事業内容
図書館管理運営事業	589,763	図書館の円滑な管理運営を行います。
児童扶養手当支給事業	520,642	父母の離婚、父・母の死亡などにより父・母と生計を同じくしていない児童について、児童扶養手当を支給します。
児童発達支援事業	515,812	障がい児等の生活領域の拡大と早期療育を通じて、発達を促します。
市庁舎維持管理事業	465,053	市庁舎（本庁舎、分庁舎、I K O Z A内公共施設共有部、連絡所等）施設を適切に維持管理します。
児童手当支給事業	461,031	子どもの良質な成育環境を保護し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援します。
資源分別回収推進支援事業	427,586	資源分別回収の実施により、ごみの資源化を図ります。
公園維持管理事業	427,529	市民が公園を安全で快適に利用できるように維持管理します。
教育用コンピュータ運用管理事業	419,073	教育の情報化を推進するため、教育ネットワークに接続するコンピュータ機器等の整備と保守を行います。
基幹システム運用管理事務	391,432	基幹システム、端末機などの機器及び機器に格納されている情報を適切に運用管理するとともに、電子計算処理を支援します。
コミュニティバス運行事業	339,564	交通ネットワークを形成し、身近な移動手段を持たない市民の移動手段の確保と、市内における地域間移動の円滑化を図ります。
単独調理校運営事業	334,355	単独調理校8校における給食調理業務が円滑に実施されるように、適切な運営管理の推進を図ります。
生涯学習センター管理運営事業	333,830	生涯学習センターの円滑な管理運営を行います。
塵芥収集事業	333,795	家庭から排出されるごみを収集し、衛生的で快適な生活環境を確保します。
中学校施設維持管理事業	303,517	良好な学習環境を確保するため、学校施設を適切に維持管理します。



参考資料2. 用語集（あいうえお順）

財政用語は難解な言葉が多いため、用語集を作成しました。文中に＊印がある用語については、以下にその内容を記しています。

用 語	内 容
ガバナンス	組織が適切に運営・管理されるための仕組み・体制・規律の総称。自治体においては、議会による監視・監査委員制度・内部統制・情報公開などを通じた行政運営の透明性・説明責任の確保も含まれます。
企業会計	水道・病院・交通などの地方公営企業法に適用される会計方式。民間企業と同様に複式簿記・発生主義を採用し、損益計算書・貸借対照表等を作成します。独立採算が原則とされます。
基準外繰出金	総務省から発出される繰出基準を超えて一般会計から特別会計等に繰り出す財政支出。国民健康保険会計の赤字補填や介護保険会計への超過繰出が代表例です。一般会計の財源を圧迫するため、繰出額の縮減・適正化が財政健全化の重要課題となります。
強制徴収	地方税法又は個別の法により地方税（国税）の例により滞納処分が可能とされているもの
繰出基準	総務省から示される一般会計から特別会計・企業会計へ繰り出す際の基準。一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮されます。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた収支。翌年度への繰越財源を含むため、実態を正確に反映しないことから、実質収支の算出の前段として用いられます。
経常一般財源	地方税・地方交付税・地方消費税交付金など、用途が特定されず（＝一般財源）、毎年度経常的に収入される財源の総称。経常収支比率の分母として用いられ、この財源の多寡が自治体の財政力を左右します。
経常収支比率	地方税・普通交付税など毎年収入する（＝経常）用途が定められていない一般財源が、人件費・扶助費・公債費など毎年度必ず支出される経常的経費にどの程度充当されているかを示す比率。この比率が高いほど政策的に自由に使える財源が少ないことを意味します。
公債費	地方債（借金）の元金償還・利子支払いに要する経費の総称。これらの返済は、現在の歳出として固定的に計上されるため、義務的経費に分類されます。
債権回収会社制度	特定金銭債権等の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収会社を活用する制度。一部の自治体では、歳入確保やノウハウ蓄積、業務効率化の観点から導入、活用しています。
財政調整基金	年度間の財源不足を補うために積み立てる自治体の貯金（積立金）。残高の多寡が財政の健全度を示す指標の一つとなります。近年財政の緊急事態宣言を発出している自治体が増えましたが、その多くは例年財政調整基金に頼った財政運営を行った結果、近い将来残高が尽きてしまうことに端を発しています。
財政の硬直化	用途の定めのない収入に対して、歳出に占める義務的・固定的経費の割合が高まり、新規施策や投資的経費に充てられる財源が乏しくなった状態。経常収支比率の上昇や基金残高の減少などで把握されます。

用 語	内 容
自治体版クラウドファンディング	ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングや、自治体が主体となって特定事業の資金を広く市民・企業から募る手法。事業への共感・賛同を得ながら財源を確保できる点が特徴で、地域課題解決型の事業に活用されることが多いです。
実質収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越財源）を控除した収支。財政運営の実態をより正確に示す指標であり、黒字が望ましいですが、過大な黒字は財政運営の非効率を示す場合もあります。
実質単年度収支	実質収支の当該年度分と前年度分の差（単年度収支）から、財政調整基金への積立額を加算し、取崩額を控除したもの。その年度の財政運営が実質的に黒字か赤字かを判断する最も精緻な指標とされています。
指定管理者制度	公の施設（体育館・図書館・公園等）の管理運営を、民間企業・NPO・公共的団体等に委ねる制度（地方自治法第244条の2第3項）。サービス向上・コスト削減が期待される一方、労働条件・サービス水準の確保、モニタリング体制の整備が課題となります。
重点交付金	地方創生推進交付金など、国の重点施策に沿った事業に対して交付されるものが多く、自治体の裁量度は通常の補助金より高い場合があります。
人事院勧告	国家公務員の給与水準について、民間企業との均衡を図るため人事院が内閣・国会に対して行う勧告制度。地方公務員の給与もこれに準じて改定されることが多く、人件費に直接影響します。
診療報酬	医療機関が保険診療を行った際に受け取る対価として、国が定める公定価格。2年に1度改定されます。自治体病院や国民健康保険の医療費支出に直接影響し、改定の動向は自治体の医療費負担・繰出金額に大きく関わります。
生活扶助	生活保護制度における8つの扶助（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭）のうち、食費・被服費・光熱費など日常生活に必要な費用を賄う最も基本的な扶助。
退職手当引当基金	将来の職員退職手当支給に備えて積み立てる基金。退職手当は一時に多額の支出が生じるため、計画的に積み立てることで財政への急激な影響を緩和します。
地方交付税	自治体間の財政力格差を是正し、一定水準の行政サービスを保障するために、地方の財源を国が一度集めたのち、地方に交付する財源。用途が限定されない一般財源であり、普通交付税（94%）と特別交付税（6%）に区分されます。基準財政需要額と基準財政収入額の差額が普通交付税の基礎となります。
地方消費税交付金	都道府県が受け取る地方消費税のうち、一定割合（2分の1）を市区町村に交付するもの。消費税率10%のうち地方消費税分は2.2%であり、そのうち市町村分は人口・従業者数等を基準に按分されます。自治体の安定的な一般財源として機能します。
庁 議	首長・副首長・各部局長等の幹部職員が出席する自治体の最高意思決定会議。自治体により異なりますが、重要施策・条例改正・組織改編など、組織全体に関わる重要事項を審議・決定します。政策の方向性を統一し、部局横断的な課題の調整や、情報の共有といった機能を担います。
定 額 減 税	2024年度に実施された所得税・住民税の減税措置。所得税3万円・住民税1万円の合計4万円（納税者本人および扶養家族1人あたり）を税額から直接控除するもの。自治体にとっては住民税収の減収要因となることから、国からの減収補填措置として地方特例交付金が交付されました。

用 語	内 容
定 年 延 長	国家公務員法・地方公務員法の改正により、公務員の定年が 60 歳から 65 歳へ段階的に引き上げられる制度。2 年ごとに 1 歳ずつ延長され、2031 年度に 65 歳定年が完成します。
特 別 会 計	独立採算性の確保と財政状況の透明化を図るため、特定の事業・資金の収支を一般会計と区分して経理するために設置される会計です。
標準財政規模	自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模。標準税収入額・普通交付税・臨時財政対策債発行可能額等の合計で算出されます。
ネーミングライツ	公共施設（体育館・公園・道路等）の命名権を企業に販売し、命名権料を得る手法。自治体の自主財源確保策の一つとして普及しています。
扶 助 費	社会保障関係の給付に要する経費。生活保護費・児童手当・障害者自立支援給付費・医療費助成などが含まれます。少子・高齢化の進展とともに増加傾向が続いており、自治体財政を圧迫する主要因の一つです。
普通建設事業費	道路・橋梁・学校・公園・庁舎など公共施設の建設・改良・整備に要する投資的経費。景気対策や財政状況により増減しやすく、財政の弾力性を示す指標の一つとなります。
物 件 費	消耗品費・印刷製本費・光熱水費・委託料・使用料・賃借料などの経常的な行政運営コスト。近年は業務委託の拡大により増加傾向にあります。
ふるさと納税	居住地以外の自治体に寄附を行うと返礼品の提供を受けるほか、寄附額から 2,000 円を除いた額が所得税・住民税から控除されます。受入自治体は税収増・地域 PR の効果を得る一方、流出自治体は住民税の減収が生じます。
法人企業景気 予測調査	財務省・内閣府が共同で実施する、資本金 1,000 万円以上の法人企業を対象とした景況感調査。自治体の法人市民税・法人事業税の収入見込みを推計する際の参考指標として活用されます。
法定外繰出	国民健康保険法や介護保険法等の法で定められた繰出基準を超えて一般会計から特別会計・企業会計へ繰り出す財政支出。財政悪化の要因となるため、繰出額の適正化が課題とされます。
保 健 事 業	国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険者（自治体）が実施する、被保険者の健康増進・疾病予防・重症化予防を目的とした事業。特定健診・特定保健指導・データヘルス計画に基づく各種取り組みが含まれます。
補 助 費 等	他の地方公共団体・各種団体・個人などに対して交付する補助金・負担金・交付金等の経費。一部事務組合への負担金や各種団体への補助金も含まれます。